

2025年12月3日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中
令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件
原告 柴田佑 外3名
被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高	野	隆	同	宮	村	啓	太
	同	谷	口	太	同	井	桁	大
	同	趙	誠	峰	同	吉	田	京
	同	亀	石	倫	同	小	林	英
	同	鵜	飼	裕	同	戸	田	善
	同	志	塚	永	同	馬	淵	未
	同	安	藤	光	同	平	岡	百
	同	齋	藤	賢	同	南	里	俊

文書提出命令申立書

頭書事件について、原告らは、次のとおり文書提出命令を申し立てる。

1 文書の表示

- (1) 保釈の逃亡率について、罪刑別のデータが記載された書面
- (2) 公訴事実と同一の前科・前歴を有する者とそうでない者の保釈の逃亡率について比較できる形式のデータが記載された書面
- (3) 公訴事実と同種の前科・前歴を有する者とそうでない者の保釈の逃亡率について比較できる形式のデータが記載された書面
- (4) 公訴事実の内容や一件記録により公訴事実の犯罪を反復する習性があるとされる者とそうでない者の保釈の逃亡率について比較できる形式のデータが記載された書面

2 文書の趣旨

1(1)ないし(4)記載の逃亡率の有意差の有無について記載された書面である。

3 文書の所持者

被告国

4 証明すべき事実

1(1)について、刑事訴訟法89条1号該当の犯罪を犯したとして起訴された被告人が、他の犯罪を犯したとして起訴された被告人と比較して「保証金の担保によっては逃亡を防止することができない」（被告準備書面(1)37頁）ことを裏付ける事実がないこと。

1(2)ないし(4)について、刑事訴訟法89条3号に該当すると判断された被告人が、同号に該当しないと判断された被告人と比較して「定型的に逃亡のおそれが極めて強い」（被告準備書面(1)39頁）ことを裏付ける事実がないこと。

5 文書提出義務の原因

民事訴訟法220条4号

以上